

全ての荷主の皆様へ ～物流効率化に取り組みましょう～



- ▶ 2025年4月から物流効率化法が施行され、**全ての発荷主・着荷主**に対し、物流の効率化に向けた**努力義務**が課せられています
- ▶ さらに2026年4月（予定）から**一定規模以上の荷主**には物流効率化の取組が**義務化**されます（裏面へ）

<全荷主> 2025年4月から努力義務化された **3**つの取組

① 積載効率の向上

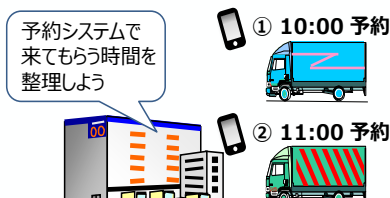
- ・余裕あるリードタイムの設定
- ・発送量・納入量の適正化
- ・配車システムの導入
- ・複数荷主の貨物の積合せ、共同配送の実施 等



(例) 地域における配送の共同化

② 荷待ち時間の短縮

- ・トラック予約システムの導入及び適切な活用
- ・混雑時間を回避した日時指定
- ・出荷・納品日の分散 等



(例) トラック予約受付システムの導入

③ 荷役等時間の短縮

- ・パレット等の輸送器具の導入
- ・商品を識別するタグの導入
- ・検品の効率化
- ・バース等の荷捌き場の確保
- ・フォークリフトや作業員の適切な配置 等



(例) パレットの利用や検品の効率化

取組状況に関し、国が**指導・助言**をすることがあります

詳細はこちら



経済産業省HP

物流効率化に関する先進的な取組事例を紹介しています。

- ・積載効率の向上等
- ・荷待ち時間の短縮
- ・荷役等時間の短縮
- ・実効性の確保

▶ **一定規模以上の荷主（特定荷主）は計画の策定や定期の報告が義務化されます**
※規定による報告をしなかった場合、罰金が科せられる可能性があります

＜特定荷主となる事業規模＞
取扱貨物重量が
9万トン以上（年間）

2025年度の**取扱貨物重量の**
算定をお願いします



＜特定荷主＞2026年4月（予定）から義務化される**3**つの措置

① 中長期計画の提出 （変更がない限り5年に1度）

＜記載内容＞

1. 実施する措置
2. 上記1の具体的な内容
3. 実施期間等

② 定期報告の提出 （毎年度）

＜記載内容＞

1. 事業者の判断基準の遵守状況(チェックリスト形式)
2. 判断基準と関連した取組に関する状況(自由記述)
3. 荷待ち時間等の状況

③ 物流統括管理者 （CLO）の選任

＜物流統括管理者の要件＞

- ・ 事業運営上の重要な決定に参画する管理的地位にある者



特定荷主の効率化の取組が著しく不十分である場合、国から**勧告**を受けることがあります
勧告に従わない事業者は、**事業者名の公表**、さらに**罰金**が科される事があります

詳細はこちら



経済産業省HP

詳細は経済産業省HPをご確認ください

- ・ 物流効率化法ポータルサイト
- ・ 荷主・連鎖化事業者向けパンフレット
- ・ 荷主・連鎖化事業者の判断基準解説書/パターン集
- ・ 荷主向け説明会 資料・動画

参考：物流効率化の主な支援策（荷主中小企業向け）

中小企業省力化投資補助事業

事業概要：人手不足解消に効果のある製品、設備の導入、システム構築等を補助

補助率等：1/2 等

※補助率、補助上限額は従業員数等により変動



（例）無人搬送車

詳細はこちら



IT導入補助金

事業概要：業務効率化やDX等に向けたITツールの導入を補助

補助率等：1/2 等

※補助率、補助上限額は枠・類型により変動



（例）物流システム

詳細はこちら

